

宮古夏まつり営業出店についての注意事項

- ① 開店・閉店時間は厳守して頂きます。
- ② 期日を限定した出店はできません。出店場所については事務局が指定いたします。
- ③ 保健所からの営業許可の申請等は出店者側での取得となります。
- ④ 会場には給排水設備、電気設備は準備されておりません。
- ⑤ 営業用テント、営業用発電機、営業用椅子・テーブル、流し台については、各出店者側で準備していただきます。事務局からの物品の貸し出しは一切致しませんのであらかじめご了承ください。
- ⑥ 出店者による全体運営協力組織「宮古夏祭出店者会」に必ず加入していただきます。会では代表を選出し、ゴミ処理、トラブル発生への対応等詳細についてご協議頂きます。
- ⑦ 「表明・確約書」、「従事者名簿」を提出いただきます。場所の又貸しや委託販売は禁止します。従事者名簿以外の方や届出以外の品目を販売した場合、営業の中止を命じる場合があります。
- ⑧ トラブル防止のため、販売金額は店頭に明示して下さい。
- ⑨ 主催者は悪天候等の理由により中止または変更の判断をする場合があります。主催者は中止または変更によって生じた損害について一切の責を負いません。
- ⑩ ガス、発電機等、発火、引火の恐れのある機器を使用するテナントは、消火器(10型)を準備し設置して下さい。また、プロパンガスや燃料等を直射日光の当たらない通期の良い場所へ設置し転倒しないよう鎖等でしっかり固定し、ゴムホース等使用する器具に劣化等がないかを確認し安全に使用して下さい。
- ⑪ 出店に関係する、油汚れなどの防止のため地面にシートを敷くなど必ず対策をしてください。地面に汚れ、強いにおいが残っている場合は各出店者の責任で原状回復するようお願いいたします。
- ⑫ 出店場所に限らず、出店スペースから突出する飲食スペース（テーブル・イス等）の設置はお控えください。